

# 呉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和6年 3月28日  
呉市農業委員会  
会長 北村 正次

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農業は、内陸部での水稻栽培のほか、安芸灘地域での果樹栽培、倉橋地域でのネギ・トマトの大規模栽培など特色のある野菜や花き等の栽培が各地域で行われている。

そのような状況を反映して、本市の農地は、住宅地に近接した平地から山林に隣接した傾斜地まで広く分布しており、狭小な区画の土地が多く見られる。

これらの農地については、地形的に不利な条件に加え、農業従事者の高齢化や担い手不足により、全市的に遊休農地の発生が問題となっている。

その対策に当たっては、各地域の農地の利用状況や営農類型を勘案しながら、地域の実態に応じた取組を進める必要がある。

山林に近い急傾斜地を含む地域では、有害鳥獣による被害が深刻化しており、農地の遊休化が加速していることから、その発生防止・解消に努めていかなければならない。

また、地形的な条件に恵まれた平地及び緩傾斜地でも、農業後継者が不足していることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、呉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等

について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知, 令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積+ 遊休農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	2,154ha	114ha	5.29%
3年後の目標 (令和8年4月)	2,077ha	36.6ha	1.76%

#### 【目標の設定の考え方】

直近の実績は, 令和2年度(125ha)から令和4年度(114ha)までの間に, 遊休農地の解消面積は11ha(年平均約3.7ha)減少している。遊休農地の解消目標面積は, 毎年度の「最適化活動の目標の設定等」により, 令和3年度の利用状況調査における遊休農地面積(129ha)の5分の1の面積とする。単年度の目標面積を毎年25.8haとし, 遊休農地面積の減少を目指す。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 推進委員の地区担当制に基づき, 農家との意志疎通を図るとともに, 農業委員と連携した利用状況調査(以下「農地パトロール」という。)と利用意向調査を実施する。

なお, 違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する日常的な現場活動については, 農地パトロールの時期にかかわらず, 適宜実施する。

イ 利用意向調査は, 推進委員が農業委員と連携して行う相談活動の一環として主に戸別訪問により利用意向の確認を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は, 速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し, 農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

エ 農業委員19名及び推進委員20名で行う「1人1筆解消運動」により, 1年間に1人1筆以上の遊休農地の解消に努める。

※1人1筆解消運動: 優良農地になり得る遊休農地について, 所有者の同意を得た後, 各地区会単位又は委員個人で, 草刈り, 耕起等の再生作業を行う活動

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査において、農地中間管理事業を利用する意思表示があったときは、農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③ 非農地判断について

農地パトロールにおいて、農地への再生利用が困難と判断した土地については、所有者等の将来的な利用を確認するとともに、農業委員と推進委員が協議の上、「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (C)	集積面積 (D)	集積率 (D/C)
現 状 (令和5年4月)	2,040ha	50.9ha	2.50%
3年後の目標 (令和8年4月)	2,040ha	200.9ha	9.85%

【目標の設定の考え方】

直近の実績は、令和2年4月(45.13ha)から令和5年4月(50.90ha)までの間に、担い手への農地集積は5.77ha(年平均約1.9ha)増加している。令和4年3月に広島県より、令和13年3月を目標に呉市分として、集積面積491ha、集積率22.6%の示しがあり、単年度の目標面積を毎年50haとし、集積面積の増加を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成と見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに、呉市(農林水産課)とともに取り組む。

② 関係機関との連携について

農業委員会は、呉市(農林水産課)、広島県、農地中間管理機構、農業協同組

合等と連携し、農地情報を集約化する体制を整備し、規模拡大を希望する担い手とのマッチング等により、経営規模に応じた農地の集積・集約化を推進する。

また、利用権の設定期間が満了する農地についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

年1回の農地台帳調査の回答を基に、農地の出し手（売りたい・貸したい）リストを作成し、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れに向けて、地域の実情に応じた取組を推進する。

### ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農業委員会の公示手続きを経て、農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)	計
現 状 (令和2～4年度)	17人	4法人	21経営体
3年後の目標 (令和5～7年度)	17人	4法人	21経営体

#### 【目標の設定の考え方】

直近の実績は、令和2年度から4年度までの新規参入が21経営体（個人：17人，法人：4法人）で、平成29年4月から令和元年度までの14経営体（個人：13人，法人：1法人）と比較すると7経営体増加している。実績を考慮して令和5年度から7

年度までの目標を21経営体とし、新規参入の促進を図る。

### 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

農業委員会は、呉市（農林水産課）、広島県、広島県農業委員会ネットワーク機構（広島県農業会議）、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、農地の買入れ・借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）の把握に努める。

また、蒲刈町にある研修施設「宮盛農園」を活かして、新規参入の促進を図る。

#### ② 企業参入の推進について

担い手がない地域では、企業の農業参入も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理事業や令和3年度に呉市が創設した「農業参入企業等支援事業」等を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

#### ③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員と推進委員の日常活動等により、所有者等の状況と農地の現状把握を行うとともに、頑張っている新規参入者には、農業委員又は推進委員による担当制を敷き、営農相談や経営拡大に向けた農地のマッチングを行う。

また、農業への新規参入がしやすくなるよう、就農希望者に対する研修制度や呉市の実施する施策について、ホームページ等により積極的なPRを行う。

### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成する「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、呉市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力